

滞納整理学会会員の皆さまへ

滞納整理学会の会員の皆様におかれましては、23年度の徴収額の精査、統計、24年度の滞納整理の開始等、引き続き忙しい毎日であろうかをご推察申し上げます。

最近の動向と致しましては、税のみならず、税外債権の徴収・回収にも税の徴収の部署が中心となって取り組む自治体が増えつつあります。

既存の収納対策本部等で、債権管理条例や専決条例を制定し、長期化している税外債権の滞納整理の促進を図るもので、自治体の歳入の確保並びに徴収・回収事務の効率化に寄与することは喜ばしいことと考えます。

具体的には、債権管理条例においては、滞納者の同意を前提に、庁内の滞納者に関する財産情報の滞納整理への利用あるいは、徴収停止の状況にある滞納者の債権放棄(免除)等の規定を整備し、その財産の把握の迅速・適正化や不良債権の早期処理などを図るものです。

又、延滞金の徴収や固定資産税の死亡者課税の適正化等の取組も進みつつあります。

併せて、大量反復に発生する滞納事案に早期・的確に対処するためのコールセンターの導入、累積滞納の解消に対する取組の強化等、滞納整理学会の会員の皆様の一層のご活躍が期待されております。

引き続き皆さまのご活躍を期待いたします。

滞納整理学会と致しましても、会員の皆さま並びに瀧弁護士との連携の下に徴収・回収率の向上のために寄与していきたいと考えています。

平成24年6月20日 事務局 三島

お知らせ

平成24年度の年会費の振り込みについて

平成24年度の年会費の振り込みをお願い致します。

振込口座は、前年度と同様で、以下のとおりです。

スルガ銀行神奈川県庁出張所（銀行番号0150 店番号208）

普通預金 口座番号 3023871

口座名義人【連絡先】

滞納整理学会 代表運営委員 三島 充

〒214-0005

神奈川県川崎市多摩区寺尾台1-16-204

個人加入は年額2,400円、法人(自治体)加入は年額6,000円です。

請求書が必要な場合は、事務局までメールで、その旨ご連絡ください。